

橋本周辺広域市町村圏組合告示第 7 号

橋本周辺広域市町村圏組合通勤手当支給規則の一部を改正する規則
についてをここに公布する。

令和8年3月25日

橋本周辺広域市町村圏組合
管 理 者 平 木 哲 朗

橋本周辺広域市町村圏組合職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

橋本周辺広域市町村圏組合職員通勤手当支給規則（平成 12 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「運賃等」の次に「（同第 15 条第 5 項に規定する駐車場等の利用に要する料金（以下「駐車料金」という。）を含む。）」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車等を駐車するための施設等）

第 12 条 条例第 15 条第 5 項に規定する規則で定める施設は、通勤のためやむを得ない事情により、駐車料金を負担することを常例とする職員に係る当該駐車場等で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当するもの

- ア 職員の住居に係る駐車場として利用されていないこと。
- イ 自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員にあっては、駐車場等の利用に係る自動車等の使用区間の距離が、徒歩により通勤するものとした場合に片道 2 キロメートル以上であること。
- ウ 回数券又は一時預かりによる利用がされていないこと。
- エ 駐車場等の利用に要する料金を負担することとなる経路及び方法が、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法であること。

(2) 前号に準ずる駐車場等で管理者が認めるもの

2 条例第 15 条第 5 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車料金が月額で定められている場合は、その額とする。
- (2) 駐車料金が数か月単位で定められている場合は、当該駐車料金を駐車場等の利用に係る通用期間の月数で除して得られた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 駐車料金の体系が複数となっている場合は、実際に職員が負担している駐車料金の区分に基づく額とする。

- (4) 2以上の駐車場等を利用している場合は、その駐車料金の合計額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。